

平成 20 年 7 月 4 日
社 会 保 険 庁

年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況

1. 全体の進捗状況

年金記録問題への対応については、昨年 8 月に策定した「年金記録適正化実施工程表」及び本年 3 月の「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」の通り、名寄せの結果記録が結びつく可能性がある方への「ねんきん特別便」の送付を 3 月までに完了し、本年 4 月から、3 月までに送付した方以外のすべての年金受給者及び現役加入者の方への「ねんきん特別便」の送付を行っており、お知らせの送付件数の増加に応じ相談体制の拡充を図っている。

これらを踏まえ、6 月 27 日に今後の具体的な対応を「年金記録問題への対応の今後の道筋」として取りまとめた。

2. 個別事項

(1) 「ねんきん特別便」の送付

- ① 3 月までの「名寄せ特別便」を送付した 1,030 万人のうち、受給者 240 万人（送付した方の約 8 割）、加入者 320 万人（約 4 割強）の計 560 万人の方から回答をいただいた。

そのうち「訂正あり」で回答いただいた方は、受給者では当初の 1 割強から約 3 割に増加。加入者は約 7 割となっている。

- ② 4 月から 5 月までの間にすべての年金受給者約 3,400 万人の方に「ねんきん特別便」を送付し、5 割近くの約 1,460 万人の方から回答をいただいた。
- ③ 6 月からすべての現役加入者約 6,200 万人の方への「ねんきん特別便」の送付を開始。

(2) 「ねんきん特別便」に係る相談・広報関係

- ① 来訪相談の増加に対応するため、7 月の全ての土日において社会保険事務所等における相談対応を実施。
- ② 窓口相談対応要員について、都道府県を越えた全国的な社会保険事務局間の応援体制を展開。
- ③ ねんきん特別便専用ダイヤルを最大 1,430 席配置して対応。
- ④ 市町村、社会保険労務士会、経済団体、企業等との協力・連携の下、国を挙げて記録確認の周知徹底、相談体制を確保。

(3) コンピュータ記録と台帳等の突合せ

本年 5 月より「国民年金特殊台帳の記録」の突合せを実施。

年金記録の解明・統合等に係る作業の進捗状況 《平成20年7月4日現在》

		進捗状況(～20年7月4日)	今後の予定(～20年10月)	今後の予定(20年11月～)
全体		<ul style="list-style-type: none"> ○「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会とりまとめ)を策定・公表(19年7月5日) * http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/070706taisei.htm ○「年金記録適正化実施工程表」を策定・公表(19年8月23日、9月10日改定(広報・相談関係追加)) ○「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に「年金記録問題に関する今後の対応」(20年1月24日)、「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」(20年3月14日)、「年金記録問題への対応の今後の道筋」(20年6月27日)を提出 * http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/pdf/080124taiou.pdf http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/080411taisei.htm ○日々の年金相談・裁定やねんきん特別便の送付等により、記録の統合が進展 * 18年6月からの統合済み件数は、619万件 		
ねんきん特別便	基礎年金番号に結び付いていない「5000万件」の記録のコンピュータ上の突合せ(名寄せ)、その結果記録が結び付く可能性のある方に対する「ねんきん特別便」	<ul style="list-style-type: none"> 名寄せの結果記録が結び付く可能性がある方へのねんきん特別便の送付(19年12月～20年3月) ねんきん特別便に回答のない方への「回答のお願い」の送付(20年4月下旬～、6月中旬～) <p>「訂正なし」と回答いただいた方のうち、ご本人の記録である可能性が高いと考えられる方について、入念的な照会を実施</p> <p>ねんきん特別便が住所不明で戻ってきた方について住所調査等を行い再送付(20年3月～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1回目の「回答のお願い」の送付後なお回答のない方への「回答のお願い」の送付(20年6月下旬～) <p>フォローアップ照会の対象を拡大し、同様な未回答者を含めて実施(秋～)</p>	
	すべての年金受給者及び現役加入者の方への「ねんきん特別便」	<ul style="list-style-type: none"> ○「5000万件」の記録と1億人の方の記録とのコンピュータ上での突合せ(名寄せ)を完了(20年3月6日) ○名寄せの結果、記録が結び付く可能性がある年金受給者・加入者へ、「ねんきん特別便」を順次送付(19年12月17日～20年3月末) * 送付件数 10,302,738件(20年3月末) 回答数 559万件(20年5月31日現在・速報値) * 相談状況(20年4月からの「ねんきん特別便」に係る分も含む。) <ul style="list-style-type: none"> 1. 電話相談 3,092,801件(20年5月31日現在) 2. 来訪相談 3,047,262件(20年5月31日現在) ○回答状況の調査・分析の結果を踏まえ、以下の改善策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 封筒に、確認に当たって来訪や電話による照会・相談を促す注意書きを付記(20年1月16日～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「訂正なし」と回答いただいた方のうち、ご本人の記録である可能性が高いと考えられる受給者の方について、結び付く可能性がある記録について具体的な情報を提供し確認する「フォローアップ照会」を実施中(20年1月25日～) ・ 加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を「ねんきん特別便」に同封して送付(20年2月6日～) ○20年1月末までに送付した約108万人の方に対して、加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を、電話や来訪による相談や十分な記録確認等をお願いする 文書とともに同封して送付(20年3月28日) ○本年3月末までに送付した「特別便」に回答のない方に対し、「回答のお願い」を送付(20年4月30日～6月26日) * 送付件数 4,857,014件 ○「回答のお願い」を送付してもなお回答のない方に対して、2回目の「回答のお願い」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「回答のお願い」を送付してもなお回答のない方に対して、引き続き2回目の「回答のお願い」を送付(20年6月30日～) ○政府広報等による回答の呼びかけ ○市町村、介護・福祉関係者、経済団体、各府省庁等と連携した回答の呼びかけ ○フォローアップ照会の対象を拡大(期間重複がない方全体(一次名寄せ対象者)に拡大)し、同様な未回答者も含めて実施(秋～) ○「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、引き続き住所調査等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○政府広報等による回答の呼びかけ ○市町村、介護・福祉関係者、経済団体、各府省庁等と連携した回答の呼びかけ ○フォローアップ照会の対象を拡大(期間重複がない方全体(一次名寄せ対象者)に拡大)し、同様な未回答者も含めて実施(秋～) ○「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、引き続き住所調査等を実施
		<ul style="list-style-type: none"> ねんきん特別便の送付 ねんきん特別便の送付(年金受給者) ねんきん特別便の送付(現役加入者)に向けた準備作業 ねんきん特別便の送付(現役加入者) ねんきん特別便が住所不明で戻ってきた方について住所調査等を行い再送付(20年4月～21年3月を目途) 市町村、介護・福祉関係者等と連携した回答の呼びかけ、「回答のお願い」の送付、受給者特別便実施円滑化推進会議等の設置、事業主の協力を得た回収状況の点検・確認 		
		<ul style="list-style-type: none"> ○「ねんきん特別便」を3月までに送付した方以外のすべての年金受給者へ順次送付(20年4月・5月) ○「ねんきん特別便」を3月までに送付した方以外のすべての現役加入者へ順次送付中(20年6月23日～) * 相談状況(再掲) <ul style="list-style-type: none"> 1. 電話相談 3,092,801件(20年5月31日現在) 2. 来訪相談 3,047,262件(20年5月31日現在) ○受給者特別便実施円滑化推進会議を設置(20年4月25日) ○「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する行動計画(厚生労働省)を策定(20年4月25日) ○各府省庁に、「ねんきん特別便」の周知広報についての協力依頼通知を発送(20年5月12日) ○加入者特別便実施円滑化推進会議を設置(20年5月21日) ○地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議を設置(20年5月中旬～6月中旬) ○地方公共団体へ「ねんきん特別便」の更なる周知・広報について協力依頼通知を発送(20年6月23日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ねんきん特別便」を3月までに送付した方以外のすべての現役加入者へ引き続き送付(20年6月～10月目途) ○受給者特別便実施円滑化推進会議、加入者特別便実施円滑化推進会議等を開催 ○市町村、介護・福祉関係者、経済団体、各府省庁等と連携した回答の呼びかけ ○「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、住所調査等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記によってもなお回答のない方に対して、「回答のお願い」を送付(21年2月～3月) ○市町村、介護・福祉関係者、経済団体、各府省庁等と連携した回答の呼びかけ ○「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、引き続き住所調査等を実施

		進捗状況(～20年7月4日)	今後の予定(～20年10月)	今後の予定(20年11月～)
相談体制の充実	電話相談体制の拡充	「ねんきん特別便専用コールセンター」等の電話相談体制の拡充、年金の一般相談の電話(ねんきんダイヤル)からの機動的な転用等		
		<ul style="list-style-type: none"> ○ねんきんダイヤル第1コールセンターを東京に設置(19年7月17日) ○ねんきんダイヤル第2コールセンターを福岡に設置(20年3月3日) ○ねんきん特別便専用ダイヤルの設置(350席)(19年12月17日) ○ねんきん特別便専用ダイヤルのブース数(1430席→1250席(20年6月23日)) * 応答席数(20年6月27日現在) ねんきん特別便専用ダイヤル:1250 ねんきんダイヤル:493 	<ul style="list-style-type: none"> ○ねんきん特別便専用ダイヤル(1200～1350席で対応予定) ○ねんきんダイヤル第3コールセンターを仙台に設置(20年8月1日予定) 	
	社会保険事務所の来訪相談の拡充等	混雑状況に応じたブースの増加、市町村・商工会議所等における巡回相談の拡充、予約相談制度の活用等		
		<ul style="list-style-type: none"> ○19年7月から20年3月までに全国1,827市区町村(20年4月1日現在1,811市区町村)のうち1,816市区町村において延べ10,510回の巡回相談を実施 * 357,882人の方々が来訪 ○19年7月から20年3月にかけて延べ1,115商工会議所、延べ1,036商工会で相談を実施 * 商工会議所に54,265人、商工会に22,681人の方々が来訪 ○4月から6月について4月12日(土)以降のすべての土日において休日開庁を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口相談対応要員について、都道府県を越えた全国的な社会保険事務局間の応援体制の展開 ○社会保険労務士会等の協力を得て、市区町村、商工会議所等での巡回相談及び社会保険事務所における相談窓口を拡充 ○休日開庁を実施(7月はすべての土日で休日開庁を実施) 	
	市町村の協力による身近な場所での相談の展開	市町村の協力を得て、その窓口で、「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る助言、相談の実施等		
		<ul style="list-style-type: none"> ○全国1,827市区町村のうち1,616市区町村に、市区町村と社会保険事務所の間を結ぶホットラインを開設(19年7月末時点) ○市区町村担当者に対する説明会を全国8ブロックで開催(19年11月28日～12月14日) ○市町村における相談等への協力について大臣からの協力要請書簡及び総務省・社会保険庁連名の協力依頼通知を发出(20年2月6日) ○約9割の市町村で、「ねんきん特別便」に関する相談対応や社会保険事務所への届出代行を実施(20年6月13日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、市町村の協力を得て、その窓口で、「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る助言、相談等を実施 	
事業主・労働組合の協力による職域での相談の展開	事業主・労働組合の協力の下に、社会保険委員の活用等により、事業所において「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る助言、相談の実施等			
	<ul style="list-style-type: none"> ○企業による年金記録照会及び年金記録統合の一括代行手続について、日本経団連(19年7月18日)、関西経営者協会(同31日)、愛知県経営者協会(8月9日)に協力を依頼 ○社会保険委員を対象とした研修を随時全国で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、事業主・労働組合の協力の下に、社会保険委員の活用等により、事業所において「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る助言、相談等を実施 ○社会保険委員を対象とした研修を全国で実施 		
社会保険労務士の協力による身近な場所での相談の展開	全国社会保険労務士連合会の全国的な協力を得て、全国の社会保険労務士事務所等における無料相談、市区町村・郵便局・農漁協における相談の実施等			
	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険労務士会の協力を得て、市役所、郵便局、農協等の一角で「ねんきん特別便」に関する相談等を実施(20年5月現在 197市区町村、74郵便局、46農漁協で実施) ○都道府県社会保険労務士会の年金相談センター47カ所、社会保険労務士事務所1,533カ所でも相談を実施(20年5月現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、社会保険労務士会の協力を得て、「ねんきん特別便」に関する相談等を実施 		
インターネットによる年金記録照会	インターネット照会に係る広報の強化及び必要に応じた体制の整備			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ID及びパスワードの発行までの期間は、平常ペースの2週間程度に短縮 * 申込み件数 169,2万件 発行件数 131,8万件(18年3月～20年6月15日累計) 	<ul style="list-style-type: none"> ○申込み件数の増加等に応じて体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを受給者に拡大 	

		進捗状況(～20年7月4日)	今後の予定(～20年10月)	今後の予定(20年11月～)
広報	広報の実施	<p>「ねんきん特別便」等年金記録問題に関する広報の実施</p> <p>○「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」の進捗状況を、社会保険庁ホームページに掲載(19年9月1日)</p> <p>○「ねんきん特別便」のコーナーを社会保険庁ホームページに開設(19年12月14日)</p> <p>○各府省庁に、「ねんきん特別便」の周知広報についての協力依頼通知を发出(20年5月12日)(再掲)</p> <p>○地方公共団体へ「ねんきん特別便」の更なる周知・広報について協力依頼通知を发出(20年6月23日)(再掲)</p> <p>○7月の休日相談日について、社会保険庁ホームページ(20年6月20日～)及び新聞記事下広告(20年7月4日)により周知広報を実施。また、同広告において「ねんきん特別便への回答のお願い」の周知広報を実施</p>	<p>○引き続き、対策の進捗状況を社会保険庁ホームページに掲載、更新</p> <p>○地方自治体、関係団体、報道機関への説明を展開</p>	
	いわゆる無年金者の方への記録問題に関するお知らせ	<p>介護保険料徴収に関する情報を活用し、注意喚起と呼びかけ(20年6月目途～20年度以降随時～)</p> <p>○各都道府県介護保険主管部局を通じ、市区町村への協力依頼の通知を发出(19年12月17日)し、併せて協力を当たっての事前調査を実施</p> <p>○全市区町村が協力の意向</p> <p>○市区町村から介護保険料の普通徴収対象者に対し、順次、年金記録の確認を呼びかけるチラシを同封した介護保険料納入告知書等を送付</p>	<p>○市区町村から介護保険料の普通徴収対象者に対し、引き続き、順次年金記録の確認を呼びかけるチラシを同封した介護保険料納入告知書等を送付</p>	
「今後解明を進める記録等」の解明・統合の推進		<p>住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定(20年)</p> <p>死亡している受給者の記録による特定</p> <p>漢字カナ変換記録の補正による特定(20年2月～6月)・通知(20年7月～9月)</p> <p>旧姓履歴データによる特定(20年5月～11月)・通知(20年12月～)</p> <p>払出簿等による氏名等の補正による記録の特定・通知(20年5月以降順次)</p>	<p>○20年度に、記録の解明の取組を集中的、計画的に実施し、順次絞り込みを図る</p> <p>○住基ネットの調査による「生存者」のうち、年金給付に結び付くと思われる記録について、お知らせを送付(20年6月～7月)</p> <p>○漢字カナ変換に係る補正記録について、基礎年金番号との突合せを行い、該当者へお知らせを送付</p> <p>○死亡している受給者の記録との突合せを行い、死亡者の記録を特定</p>	
		<p>民間の専門家による分析チームを設置(19年8月20日)</p> <p>○「5000万件」の未統合記録の内容の全体像を推計・公表(19年12月11日、20年3月14日)</p> <p>○漢字カナ変換記録150万件について、調査のための補正作業(20年2月～4月)</p> <p>○住基ネットによる調査について、先行調査を実施(20年1月～3月)</p> <p>○住基ネットの調査による「生存者」のうち、年金給付に結び付くと思われる記録について、お知らせを送付(第1回発送:20年6月30日 約1万件)</p>		
厚生年金旧台帳等の記録(「1430万件」「36万件」)への対応		<p>名寄せと記録が結び付くと思われる方への通知(～20年5月目途)</p>		
		<p>○「名寄せ」に必要な旧台帳の情報を抽出し、入力対象者リストを作成(19年9月3日～20年1月31日)</p> <p>○「名寄せ」及び「名寄せ」の結果、記録が結びつく可能性がある方の加入期間の入力を開始(20年3月～)</p> <p>○「名寄せ」により記録が結び付くと思われる方の被保険者資格記録の入力を行った上で、期間重複チェックを行い、その結果、記録が結び付く可能性がある方に「記録のお知らせ」を送付(5月29日)</p>		
コンピュータ記録と紙台帳との突合せ	国民年金特殊台帳の記録の突合せ	<p>国民年金特殊台帳等の記録の突合せ作業の実施概要を公表(20年1月24日)</p> <p>○国民年金特殊台帳等の記録の突合せを実施中(20年5月～)</p>	<p>○国民年金特殊台帳等の記録の突合せを引き続き実施</p>	<p>○国民年金特殊台帳の記録の突合せを引き続き実施(～21年3月)</p>
	国民年金被保険者名簿の記録の突合せ	<p>市町村・社会保険庁において、保管媒体に応じた準備作業(名簿の出力、整理等)の実施・具体的な実施方法の検討</p> <p>○国民年金被保険者名簿の記録の突合せについて、検討状況を公表(20年1月24日)</p> <p>○国民年金被保険者名簿の記録の突合せの作業方針について公表(20年6月27日)</p>	<p>○市町村から社会保険庁への移管のためのスケジュール調整、磁気媒体・マイクロフィルムの被保険者名簿について、紙への出力のための整備、突合せに必要な情報機器の設置等の準備作業を実施</p>	
	厚生年金保険被保険者名簿等の記録の突合せ	<p>具体的実施方法の検討</p> <p>○厚生年金保険被保険者名簿等に関するサンプル調査の結果及びこれを踏まえた作業方針について公表(20年6月27日)</p> <p>○セキュリティ倉庫に保管している厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の検索効率の向上を図るための年金手帳記号番号のデータベース化作業の準備</p>	<p>実施方法の詳細検討</p> <p>○厚生年金保険被保険者名簿等の突合せに関する詳細な検討を実施</p> <p>○セキュリティ倉庫に保管している厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の年金手帳記号番号のデータベース化の実施</p>	

	進捗状況(～20年7月4日)	今後の予定(～20年10月)	今後の予定(20年11月～)
基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止	重複付番の解消に向けた個別訪問等の徹底した調査(19年10月以降逐次)		
	新規付番の際の同一人調査の完全実施、重複付番発生を徹底的に防止(今後随時)		
	○20年2月末において判明した重複付番の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施 * 重複付番:6,857件(20年2月末現在) → 1,171件(20年5月30日現在)	○定期的な確認により判明した重複付番の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施 ○新規付番の際の同一人調査を完全実施、重複付番発生を徹底的に防止	○今後も継続して定期的に年3回確認
厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ	記録突合せについてのシステム開発、企業年金連合会等への提供		
	○企業年金連合会と随時、打合せを実施 ○システム開発期間等の検討	○同左	○記録突合せについてのシステム開発、企業年金連合会等への提供
共済過去記録の基礎年金番号への統合等	共済過去記録の基礎年金番号への統合に係るシステム開発、記録の受入、名寄せ、照会、記録の整備(21年度中まで目途)		
	旧令共済組員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度について、制度の仕組みや手続きの周知(19年度以降随時)		
	○共済過去記録の抽出の内容や方法等について、共済組合等と検討 ○旧令共済組員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度について、政府広報を実施(19年12月)	○共済組合等が抽出した共済過去記録の受入れ	○共済組合等が抽出した共済過去記録の受入れ ○名寄せ、照会等
新たな年金記録管理システムの構築(レガシーシステムの刷新)	システム開発、刷新システム導入(23年度中目途)		
	○「社会保険業務の業務・システム最適化計画」の策定(18年3月) ○基本設計書の作成(19年3月) ○詳細設計以降の設計・開発業務の調達に係る意見招請を実施(19年8月6日)	○詳細設計以降の調達を開始	
年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ	年金時効特例法の対象となる方に、時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式)を順次送付(19年9月から1年以内を目途)		
	○手続の件数や支給決定件数について、社会保険庁HPに掲載し、随時更新 * 手続受付 77,137件(20年5月31日現在) * 支給決定 43,123件(20年5月31日現在) ○対象となる方に、時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式)を送付	○対象となる方に、時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式)を引き続き送付	